

新年度の御挨拶

優良産業廃棄物処理業者を育成 電子マニフェストの普及促進

新年度を迎えるにあたり、平素、皆様方には協会の事業運営に対しまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日頃より産業廃棄物の適正処理に努めておりますが、昨年度も産業廃棄物処理法違反により産業廃棄物処理業者の行政処分が数件発生したことから、今年度は、優良産業廃棄物処理業者育成及び優良認定取得の推進、電子マニフェストの普及促進、講習会、産廃関係者の幹部研修等を通じて会員をはじめ業界全体の法令順守に、一段の努力を重ねていきたいと考えております。

産業廃棄物処理法につきましては一昨年6月施行され、許可を取り消された者に対する措置の強化、2020年度から当該年度の前前年度の特別管理産業廃棄物の排出量が50トン以上の事業場を設置する事業者に対して電子マニフェストの使用が義務付けられました。また、三重県では今後1年をかけて産業廃棄物条例の改正を



一般社団法人
三重県産業廃棄物協会
会長 木村 亮一

検討しており、今後の進展状況を会員の方に随時お知らせいたします。

東日本大震災発生から8年、熊本地震から3年経過しましたが、東南海トラフ大地震がいつ発生しても対応できるよう、三重県、各市町と災害廃棄物情報伝達訓練の実施等を通じて災害廃棄物処理体制を確立してまいります。

平成の時代も終わりいよいよ令和の時代が始まりました。新しい時代に相応して、排出事業者と処理業者が産業廃棄物処理法の趣旨に基づき、それぞれの責任を果たし、3Rを推進し、三重の豊かな環境を守り、後世に伝えていくことが求められています。

本年度も三重県行政と連携を密にし、会員の皆様と共に産業廃棄物の適正な処理に向けた取組みを一層進めてまいりますので、今後とも皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。新年度の挨拶とさせていただきます。

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」 の見直しなど産業廃棄物の適正処理に向けて

初夏の候、貴協会におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本県の産業廃棄物行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、2016年度から2020年度の5カ年を計画期間とする「三重県産業廃棄物処理計画」に基づき、さまざまな主体との協創により適正処理と3Rの観点から施策を進めています。

また、2009年度に施行した「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の運用を通じて、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ることにより、県民の生活環境の保全に取り組んでいるところです。なお、本条例は、施行から10年を経過しており、これまでに明らかになった運用上の課題に対応するため、来年4月の公布を目前に、産業廃棄物処理



三重県環境生活部
産業廃棄物対策局
局長 中川 和也

施設を設置する際の合意形成手続きの見直しや、優良な産業廃棄物処理業者への処理委託時における規制の合理化など、必要な規定の改正を行うこととしています。今回の改正を行うにあたっては、貴協会からも様々なご意見を頂ければと考えております。

一方、本県では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えるため、産業廃棄物処理に精通した人材を育成するなど、災害廃棄物処理計画の実効性を高める取組を進めているところです。貴協会におかれましても平時からの備えと関係機関との連携強化につきまして、引き続きご尽力賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のさらなる飛躍と発展を祈念いたしまして、新年度のご挨拶とさせていただきます。

2019年度 事業計画

事業方針

2019年度は産業廃棄物の適正処理を推進し、災害廃棄物の処理体制等公益事業をさらに充実させるとともに、産業廃棄物処理法等の違反事業者が出ないよう研修会等事業に取り組みます。

1. 行政機関等と協働して、産業廃棄物の適正処理の推進と確保及び法令遵守の一層の徹底
2. 優良産業廃棄物処理業者の育成
3. 国、県、市町と連携した災害廃棄物処理応援体制の充実及び発生時の応援体制の確立
4. 不法投棄等の不適正処理を根絶するため、県と協働で街頭啓発活動、不法処理防止活動並びに産業廃棄物処理研修会等の開催
5. 労働災害を根絶するため「2019年度労働災害防止計画」の実行
6. 会員のさらなる獲得及び財政基盤の充実

目標の設定

- 1 行政等と連携した公益事業
 - ①電子マニフェストの操作研修会等を開催し電子マニフェストの普及促進を図る。
 - ②県と協働して、不法投棄、不適正処理を根絶するための、街頭啓発活動、不法処理防止活動並びに産業廃棄物処理研修会等を実施する。
 - ③国、県、市町と連携して災害廃棄物処理応援体制の充実を図るための情報伝達訓練の実施及び発災時における災害廃棄物処理の応援を実施する。
 - ④産業廃棄物処理法を周知するため、県と協働して排出事業者及び処理業者への講習会開催。
- 2 産業廃棄物処理業者優良事業者の育成

県の施策に則り優良事業者の育成を図るため、県と協働して研修会、相談会等を開催してその育成と普及を図るとともに、更新時のチェック機能を高める。
- 3 「2019年度労働災害防止計画」を実行し、労働安全衛生水準の一層の底上げを図る。
- 4 新規会員の勧誘

現在約415事業者が会員であるが430事業者を目標に協会員一丸となって勧誘活動を行う。

主な事業内容

1. 産業廃棄物研修事業の開催（実務者研修会、初任者研修会、産業廃棄物処理法研修会等）
2. 「災害廃棄物処理応援協定」に基づく連絡体制の整備及び災害時の応援
3. 不法投棄等防止活動事業の実施（県と合同で啓発活動及び産廃研修活動）
4. 広報事業（会報誌「しろちどり」の年3回発刊）、協会ホームページの充実）
5. 優良処理業者育成の推進（優良処理業者に対するフォローアップ及び研修会等の実施）
6. 環境美化活動事業の推進（5月30日及び11月27日を中心に会員による環境美化活動）
7. 先進事業所等視察研修及び意見交換会（県内外の先進地事業所等の視察研修、意見交換会）
8. （公財）日本産業廃棄物処理振興センターによる産業廃棄物処理業許可申請講習会の開催
9. 電子マニフェスト操作研修会の開催、紙マニフェストの頒布
10. 労働災害を撲滅するため「労働災害防止計画」に基づき安全衛生研修会等を実施

2019年度 収支予算骨子

■経常収益の部

・入会金	200,000円
・会費	31,530,000円
・事業収入	11,400,000円
・補助金	2,750,000円
・その他	1,352,000円
収益合計	47,232,000円
(前年度より190,000円減)	

■経常費用の部

・実施事業会計	13,097,000円
①産廃研修事業	5,876,000円
②災害廃棄物	1,800,000円
③不法処理防止	2,404,000円
④情報発信事業	3,017,000円
・その他会計	35,755,000円
・法人会計	5,282,000円
費用合計	54,134,000円
(前年度より440,000円増)	